断裁機を扱う全従業者に「安全衛生特別教育」を「受けさせなければならない」ことをご存知ですか?

紙断裁機従事者のための 第2回 「安全衛生特別講習」 受講者募集

「労働安全衛生法」では、紙断裁機(機械の大きさは問いません。全ての紙断裁機が対象です)は「シャー」に分類され、事業者は、**紙断裁機を扱う全ての従業者に「安全衛生特別教育」を受けさせ** なければならないと定められています。違反した場合の罰則規定もあります。この講習は、従業者の 労働災害の防止を図ることが目的であり、事業者の責任において実施されなければならないものです。 なお、「安全衛生特別教育」は、厚生労働大臣が定めた「安全衛生特別教育規定」に則り、科目や 時間(座学 8 時間以上・実習 2 時間以上)が決められています。

東京グラフィックスでは、ホリゾン・ジャパン(株) (賛助会員) の全面協力の元、紙断裁機従事者のための「安全衛生特別講習」を実施します。**東京グラフィックス会員企業は特別価格**で受講できます。

- **日時・会場**(2日間)
- 1日目:10月23日(水)10:00-16:00(12:00-13:00昼休み)〔座学5時間〕会場:ニッケイビル8F会議室(中央区日本橋小伝馬町7-16ニッケイビル)
- ◎ 2日目:11月 6日(水)10:00-16:00(12:00-13:00昼休み)〔座学3時間+実習2時間〕 会場:ホリゾン・ジャパン㈱東京支社(江戸川区松江5-10-9)
- ※ 1日目と2日目で会場が異なります。受講者には別途会場のご案内図等を送付いたします。
- 講師・協力:ホリゾン・ジャパン㈱(東京グラフィックス賛助会員)
- 受講料: 東京グラフィックス会員企業は1名12,000円(一般30,000円)
- 定員:20名 【キャンセルが出ましたので、3名追加募集を行います!】
 - ★ 申込締切:10月9日(水)※先着順
 - ★ 受講料の請求書を送付いたします。入金が確認できましたら、「受講票」を送付いたします。
 - ★ 1回の開催で定員を大幅に上回る応募があった場合には、追加開催を検討いたします。
 - ★ 年2回程度の定期開催を実施していきます(概ね6月と10月を予定しています)。
 - ★ 受講修了者には修了証をお出しします。

東京グラフィックス紙断裁機従事者のための「安全衛生特別講習」受講申込書(申込日			月	日)
会社名	(所	属支部	3	支部)
連絡担当者	連絡先 TEL.			
受講者氏名	/			